

パブリックコメント手続実施要項

案 件 の 名 称	「箕面市女性活躍推進計画(案)」に関するパブリックコメント
パブリックコメント手続的 実 施 の 目 的	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき策定した「箕面市女性活躍推進計画(案)」について、広く市民のみなさまの声を聴き、意見を反映させるため。
実 施 部 局 名	人権文化部 人権施策室
(問 い 合 わ せ 先)	人権施策室 (TEL.072-724-6720)
パブリックコメントの 対 象 と な る 資 料	箕面市女性活躍推進計画(案)
閲 覧 方 法 と 閲 覧 場 所	(1)市ホームページ https://www.city.minoh.lg.jp/shisei/keikakushisaku/danjyo.html (2)人権文化部人権施策室 (稲1-14-5、箕面市役所第三別館) (3)行政資料コーナー(箕面市役所別館1階) (4)豊川支所、止々呂美支所 (5)中央・東・西南生涯学習センター (6)西南・桜ヶ丘・萱野南・小野原図書館 (7)みのお市民活動センター ※(2)から(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで ※(5)から(7)は、各施設の開館日、開館時間中
意 見 等 の 提 出 期 間	令和2年(2020年)7月1日(水)から31日(金)まで(郵便の場合は必着)
意 見 等 の 提 出 方 法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 〒562-0015 箕面市稲1-14-5 箕面市役所第三別館 箕面市人権文化部人権施策室 (3) ファクシミリによる送付(ファクス:072-725-8360) (4) 電子メールによる送付 (Email: jinkenpabu@maple.city.minoh.lg.jp) ※ 閲覧場所の窓口にて意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)
意 見 等 を 提 出 可 能 な 人 員	(1)本市にお住まいのかた (2)本市に事務所又は事業所がある事業者 (3)本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4)本市にある学校に在学しているかた (5)本市に対して納税義務を有しているかた (6)上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体
意 見 等 を 提 出 す る 際 の 必 要 記 載 事 項	(イ)意見を提出しようとする素案の名称 (ロ)氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(4)及び(6)に該当するかたにあつては、名称及び所在地) (ハ)上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
提 出 さ れ た 意 見 等 及 び 市 の 考 え 方 の 公 表 方 法	お寄せいただいたご意見は、氏名・住所などの個人情報を除き、類似のご意見などは集約させていただいた上で、そのご意見に対する市の考え方と対応を含めて、「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。 と同様の方法・場所で公表します。 (公表時期は令和2年(2020年)8月を予定しています) *意見提出者への個別回答はいたしませんので、ご了承ください。 *今回いただいた際に収集した個人情報については、他の目的に利用することはありません。
備 考	

箕面市女性活躍推進計画

～働く女性を応援します！～

(案)

令和2年(2020年) 月

箕面市

箕面市女性活躍推進計画の策定

1. 計画の策定について

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（「女性活躍推進法」）」第6条第2項では、市町村は、国や府の基本方針を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとするされています。

「箕面市女性活躍推進計画」は、本法律に基づき策定したものです。

また、箕面市では、「男女がともにいきいきと暮らせる地域社会」をめざして、平成23年度（2011年度）を初年度とした令和2年度（2020年度）までの「箕面市男女協働参画推進プラン」を策定し、男女協働参画社会づくりに向けた取組を展開しています。本計画は、本プランのうち、女性の職業生活における活躍の推進に関する支援措置等を迅速かつ重点的に推進するため、女性活躍推進法第5条に基づき国が定める基本方針及び同法第6条第1項に基づき大阪府が策定した「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」を勘案して策定したものです。

2. 計画期間について

女性活躍推進法は令和8年（2026年）3月31日までの時限法として制定されているため、本計画の計画期間もそれに合わせ、令和8年（2026年）3月31日までとします。

また、年度ごとに実施事業を評価・検証し、次年度の取組に活かしていきます。

【参考】女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）抜粋 （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

箕面市女性活躍推進計画

目的. あらゆる場面や分野における女性活躍の推進

- ・全ての女性が職場・家庭・地域等あらゆる場面や分野で活躍できるよう推進します。
- ・女性が多様な働き方から自ら希望する仕事を選択することができ、仕事と家庭生活との両立に関して、本人の意思が尊重される社会の実現を図ります。

1. 女性の職業生活における活躍の推進をとりまく現状

近年、15歳から64歳までの女性の就業率は着実に増加していますが、一方で、これまでの「固定的な性別役割分担意識（※1）」を背景として、就業を希望しているものの、実際には育児や家族の介護のために働いていない女性も数多くいる状況です。

少子化の進行による人口減少に伴い将来の労働力人口不足が懸念される中で、持続可能な成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、働くことを希望する女性が職業生活と家庭生活とを両立できるよう、環境を整備していく必要があります。

2. 将来の就労に向けた子育て支援（子育てしやすさ日本一をめざしています）

- ・働きたい女性が、安心して子育てができるような相談態勢や支援態勢の充実などを図ります。
- ・男性の家事、育児等の家庭生活への参画を促進し、男女が共に家庭生活における責任を果たすよう意識改革を促します。
- ・離婚などの様々な事情で、女性がひとりで子育てを行っている家庭について、就労状況がパートやアルバイトなど不安定かつ低所得なケースが多いことから、子どもも含めた支援の強化に努めます。

- ① 妊娠した方が、安心して、妊娠期を過ごし、出産・育児に夢を持ち、将来の復職に向け、日々過ごすことができるように、妊娠届を提出された方に対し、市保健師や保育士などつながりを持ち、不安なことがあれば、常に相談などができる態勢の充実を図るとともに、妊婦の方が安心して出産できるよう健康診査の費用を公費助成します。

また、安心して子育てができるよう、「箕面子育て応援ブック “SMILE”」を作成しています。妊娠期から小学校入学までを7つの時期に分け、それぞれの場面で必要となる情報を1冊ごとにまとめており、妊娠届出時、乳幼児健診などの時に、子どもの成長に合わせた冊子をタイムリーに配布します。

○妊娠、出産期の支援		
	【平成30年度(2018年度)実績】	【令和7年度(2025年度)目標】
箕面子育て応援ブック “SMILE”の配布 【子どもすこやか室】	平成30年4月から 配布開始	継続実施




保健師などによる 妊娠中の相談 【子どもすこやか室】	【平成30年度(2018年度)実績】 1,087人	➡	【令和7年度(2025年度)目標】 継続実施
妊婦健康診査公費助成 【子どもすこやか室】	【平成30年度(2018年度)実績】 延12,280回	➡	目標年次及び目標値は 「箕面市子どもプラン」に 基づく

- ② 出産後4か月までの産婦が、産科病院などでの宿泊や日帰りのケアや助産師による訪問サービスにより、心身のリフレッシュや育児に対する悩みへのアドバイスを受けられる「産後ケア」事業を実施します。

○産後ケアの実施			
産後ケア 【子どもすこやか室】	【平成30年度(2018年度)実績】 事業化に向けて 検討	➡	【令和7年度(2025年度)目標】 継続実施 (令和元年6月から実施)

- ③ 子育て中の方が、地域社会や同年代の子どもを持つ保護者とつながることで、孤立感なく楽しい子育てができるよう、歩いて行ける身近な居場所づくりを拡大するほか、子育ての不安をひとりで抱え込むことがないように、気軽に相談できる機会と環境を整えます。

○子育て期の支援			
箕面子育て応援ブック “SMILE”の配布(再掲) 【子どもすこやか室】	【平成30年度(2018年度)実績】 平成30年4月から 配布開始	➡	【令和7年度(2025年度)目標】 継続実施
出張子育て広場の 開催回数 【子育て支援課】	【平成30年度(2018年度)実績】 146回	➡	【令和7年度(2025年度)目標】 継続実施
乳幼児に特化した キッズパーク 【子育て支援課】	【平成30年度(2018年度)実績】 平成30年4月 オープン	➡	【令和7年度(2025年度)目標】 継続実施
公園に乳幼児向け 遊具コーナー整備 【公園緑地室】	【平成30年度(2018年度)実績】 1ヶ所整備済	➡	【令和7年度(2025年度)目標】 継続整備
公共施設にキッズコ ーナー整備 【子育て支援課】	【平成30年度(2018年度)実績】 8ヶ所	➡	【令和7年度(2025年度)目標】 継続実施

子育て支援センター (※2) 【子育て支援課】	【平成30年度(2018年度)実績】 12,577人日		目標年次及び目標値は 「箕面市子どもプラン」に 基づく
乳児家庭全戸訪問 (こんにちは赤ちゃん訪問) 【子どもすこやか室】	【平成30年度(2018年度)実績】 620人		目標年次及び目標値は 「箕面市子どもプラン」に 基づく
養育支援訪問 【児童相談支援センター】	【平成30年度(2018年度)実績】 29人		目標年次及び目標値は 「箕面市子どもプラン」に 基づく

- ④ これから初めてパパやママになるかたを対象とした「パパママ教室」や0歳児と1歳児のパパ向けの「パパと一緒に！」などの父親の子育て相談や講座などを実施し、父親の家事・育児等の家庭生活への参加を図るとともに、子育て中の父親同士がつながりをもつ機会の提供を行います。

○父親の育児参加への促進		
父親同士のつながりの場の提供(パパと一緒に！) 【子育て支援課】	【平成30年度(2018年度)実績】 0歳児の父親対象 年11回 1歳児の父親対象 年5回	【令和7年度(2025年度)目標】 継続実施
父親の子育て講座(パパママ教室) (講座内で相談も実施) 【子どもすこやか室】	【平成30年度(2018年度)実績】 210人	【令和7年度(2025年度)目標】 継続実施

- ⑤ 男性の家庭生活への参画や「固定的な性別役割分担意識」の解消を促進し、共働きの家庭を応援するために、意識啓発を促す講座等を実施し、男女協働参画社会の形成に向けた啓発を行います。

また、女性が仕事を行い、かつ社会で活躍するために、女性の「エンパワーメント(※3)」を行い、人材育成につながるような講座を実施します。

○共働きの家庭を応援するための男性への意識啓発		
啓発講座 【人権施策室】	【平成30年度(2018年度)実績】 未実施	【令和7年度(2025年度)目標】 定期実施

○女性のエンパワーメントを行い、人材育成につながるような講座の実施		
市民企画講座 【人権施策室】	【平成30年度(2018年度)実績】 年2回	【令和7年度(2025年度)目標】 年2回

- ⑥ 子どもの貧困には、女性の非正規雇用など就労状況も大きく関わっているため、女性の活躍に向けた切れ目ない貧困対策として、就労相談や貧困が顕著に現れやすいひとり親向けの高等職業訓練促進給付金の交付などの就労支援、法律相談を継続して実施します。

また、貧困状況の子どもが、生まれ育った環境に左右されず健やかに育ち、社会で自立した生活ができるよう、教育の機会均等を図り、貧困の連鎖をなくします。そのため、教育委員会に専任組織を設置し、子どもたちを見守り続けるシステムを運用しています。また、ひとり親家庭をはじめとする生活困窮家庭等に対しては、小・中学校等に在籍する児童生徒への学習支援を行うほか、概ね25歳までの児童・青少年と保護者に対して、進路・就労・奨学金の相談等を行います。

○生活困窮家庭等への支援		
子どもの学習支援 【放課後子ども支援室】	【平成30年度(2018年度)実績】 71人(1,519回) (ひとり親の子どものみの人数及び回数)	【令和7年度(2025年度)目標】 継続実施
学習・進路相談 【萱野中央人権文化センター】	【平成30年度(2018年度)実績】 火曜日～日曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)	【令和7年度(2025年度)目標】 継続実施
就労相談 (ひとり親に限定せず実施) 【箕面営業室】 【萱野中央人権文化センター】 【桜ヶ丘人権文化センター】	【平成30年度(2018年度)実績】 月曜日～金曜日 8:45～17:15 (祝日、年末年始を除く)	【令和7年度(2025年度)目標】 継続実施
就労支援 【子育て支援課】 【箕面営業室】	【平成30年度(2018年度)実績】 ・高等職業訓練促進給付金の交付(ひとり親向け・7人) ・職業能力開発講座等の実施(ひとり親に限定せず・1回)	【令和7年度(2025年度)目標】 継続実施

法律相談 (ひとり親向け) 【子育て支援課】	【平成30年度(2018年度)実績】	【令和7年度(2025年度)目標】
	月1回 (8月は毎週1回)	→ 継続実施

3. 職業生活を支えるために必要な子育て環境整備 (いつでも子ども預かります)

- 働く女性が仕事と子育ての二者択一を迫られることなく、いつでも子どもを保育所等に預けられるように、「通年の待機児童ゼロ」をめざします。また、児童が、学校や地域において安心安全、かつ豊かに過ごすことができる居場所づくりを進めます。

- ① 「通年の待機児童ゼロ(※4)」を目指し、保育施設整備を始め保育定員の拡大を行います。年度途中の育休明けや就労、転入にも対応できるように、年間を通じていつでも、保育所等に入所可能な保育環境を整えます。

○保育定員		
年度末における保育を 必要とする0~5才児 【幼児教育保育室】	【平成30年度(2018年度)】	【令和7年度(2025年度)目標】
	定員数 2,617人	→ 目標年次及び目標値は 「箕面市子どもプラン」に 基づく

- ② 日々の預かり保育に加え、夏休みなど長期休業中も保育所並みの保育を行う幼稚園、保育所と幼稚園の機能を併せ持つ「認定こども園(※5)」、「一時預かり(※6)」、求職活動の時にも利用できる「ちょこっと保育(※7)」、「みのおファミリー・サポート・センター(※8)」、「短期入所生活援助(ショートステイ)事業(※9)」など、働く保護者のライフスタイルに対応した複数の一時預かり事業を展開し、就労家庭を支援します。

○一時預かり		
家庭での保育が一時的に困難な乳幼児の預かりを実施 【幼児教育保育室】	【平成30年度(2018年度)】	【令和7年度(2025年度)目標】
	受け入れ数 86,428人日	→ 目標年次及び目標値は 「箕面市子どもプラン」に 基づく

○ちよこつと保育		
	【平成30年度(2018年度)】	【令和7年度(2025年度)目標】
就学前の児童を気軽に預ける一時保育		
【子育て支援課】	保育人数 「あそびー」512人 「まみーず」415人	継続実施

○みのおファミリー・サポート・センター		
	【平成30年度(2018年度)】	【令和7年度(2025年度)目標】
相互援助活動に基づき児童の預かり等を実施		
【子育て支援課】	受け入れ数 1,668人日	目標年次及び目標値は「箕面市子どもプラン」に基づく

○短期入所生活援助(ショートステイ)事業		
	【平成30年度(2018年度)】	【令和7年度(2025年度)目標】
箕面市外の児童福祉施設において必要な保護を実施		
【子育て支援課】	受け入れ数 実施なし	目標年次及び目標値は「箕面市子どもプラン」に基づく

- ③ 通常の保育時間以降の延長保育（18時または18時30分以降の保育）について、利用者のニーズを踏まえ保育時間の更なる延長を民間保育園に要請します。

○延長保育		
	【平成30年度(2018年度)】	【令和7年度(2025年度)目標】
通常の保育時間以降に実施する保育		
【幼児教育保育室】	保育の終了時間 41園中、 4園が18時30分まで 21園が19時まで 16園が19時30分まで	19時以降も延長保育を行う園を更に拡大

- ④ 病後の子どもたちのための保育施設として現在、公立3保育所で実施している病後児保育室については、萱野保育所の病後児保育室を改修し定員を拡大するとともに「病児保育（※10）」を開始しました。また、全公立保育所及び約半数の民間保育園において実施している「体調不良児対応型保育（※11）」の実施園の増をめざします。

○病後児保育		
病後の子どもたちを 公立保育所で保育 【幼児教育保育室】	【平成30年度(2018年度)】 受け入れ数 212人日	➔ 目標年次及び目標値は 「箕面市子どもプラン」に 基づく

○病児保育		
認可保育園を利用しており、 病気「病中」で、家庭で保育 を行うことが困難な子どもの 保育 【幼児教育保育室】	【平成30年度(2018年度)】 受け入れ数 71人日 (平成30年9月から実施)	➔ 目標年次及び目標値は 「箕面市子どもプラン」に 基づく

○体調不良児対応型保育		
保育中に子どもが体調不良 となった場合の保育 【幼児教育保育室】	【平成30年度(2018年度)】 保育人数 2,211人	【令和7年度(2025年度)目標】 継続実施

- ⑤ 就労家庭等の児童の健全な育成を図るため、放課後等に空き教室を活用し、学童保育指導員が児童を預かる「学童保育(※12)」を市内全14小学校で実施しています。各小学校区の利用児童数の増減を把握し、適切に学童保育室の整備を行うことで「待機児童ゼロ」を維持します。

○学童保育		
就労家庭の児童に遊びや 生活の場を提供 【放課後子ども支援室】	【平成30年度(2018年度)】 定員 1,635人 (待機児童数0人)	➔ 目標年次及び目標値は 「箕面市子どもプラン」に 基づく

- ⑥ 学童保育と「子どもたちの自由な遊び場開放事業(※13)」を一体的に運営し、全ての児童を対象とした放課後の居場所の充実を図ります。なお、夏休み期間には、「夏季休業中における子どもの居場所づくり事業(※14)」を行います。また、学習・体験・運動の「活動プログラム」や、宿題等に取り組む「スタディールーム」を加えた「新放課後モデル事業(※15)」を市内2校(豊川北小、中小)で実施しています。

○子どもたちの自由な遊び場開放事業		
異年齢の子どもたちが安心して自由に遊ぶ場所を提供 【放課後子ども支援室】	【平成30年度(2018年度)】	【令和7年度(2025年度)目標】
	利用者数 延216,894人	継続実施


○夏季休業中における子どもの居場所づくり事業		
夏休みに友達や異年齢の子どもたちに居場所を提供 【放課後子ども支援室】	【平成30年度(2018年度)】	【令和7年度(2025年度)目標】
	利用者数 延13,718人	継続実施


4. 女性の就労支援と職場環境づくり（仕事と育児・介護の両立を応援します）


- 雇用の場における性別を理由とした差別的な取扱いや様々なハラスメントなどに関する相談に応じるとともに、それらの防止に向けて国や府と連携し、事業主や市民に対する啓発や情報提供を行います。
- 国が女性の活躍を推進するために講ずる職業指導、職業紹介、職業訓練、創業支援などについて、女性やその家族その他関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介や情報提供、助言等に努めます。
- 長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、ワーク・ライフ・バランスに資する取り組み、非正規雇用者の処遇改善や正社員への転換支援の拡充などに関する国や府の取組について、事業者等に対する情報提供や相談に応じ、国や府と連携して環境改善に努めます。
- 女性の活躍推進に積極的かつ主体的に取り組む一般事業主に対して、国の施策に準じ、その取組を評価する施策を実施します。
- 働く男女がともに、仕事と介護を両立し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう取組を進めます。

- ① 雇用の場における性別を理由とした差別的な取扱いや様々なハラスメントの防止など、労働に関する相談に応じるとともに、事業主や市民に対する様々な啓発や情報提供を行います。
- ② 算面営業室がハローワークなどの関係機関と連携し、女性の起業、資格取得、就労についての相談体制を充実させ、就職活動の悩みについての解決を支援します。また就職困難者に対する就労支援を行うとともに、ハローワークなどの関係機関と連携し、「算面1日ハローワーク」を実施します。


- ③ 国や府の雇用や労働に関する様々な法律や制度等に関する取組を、各相談窓口、「箕面ワーキングNEWS」、「市広報」や「市ホームページ」などにより事業主や市民に対する啓発や情報提供を行います。
- ④ 男性中心型労働慣行や長時間労働等を改善していくため、事業主が働き方の見直しや「ワーク・ライフ・バランス（※16）」の実現の取組を行いやすくなるよう、国や府からの具体的事例などの情報提供を行います。

○労働相談窓口			
労働相談 (女性に限定せず実施) 【箕面営業室】	【内容】		【令和7年度(2025年度)目標】
	・労働に関する相談、窓口の情報提供		継続実施


○就労相談窓口			
就労相談及び就労支援 (女性に限定せず実施) 【箕面営業室】 【萱野中央人権文化センター】 【桜ヶ丘人権文化センター】	【内容】		【令和7年度(2025年度)目標】
	・地域就労支援コーディネーターによる就労支援や支援や関係機関の情報提供		継続実施

○国・府の施策に関する啓発や情報提供			
「みのおワーキングNEWS」による周知広報や情報提供 【箕面営業室】	【内容】 ・「みのおワーキングNEWS」(年3回発行)、市広報及び市ホームページにおいて、随時、事業主や市民に対し、国や府の施策施策に関する啓発や情報提供を行う。		【令和7年度(2025年度)目標】 継続実施
「もみじだより」による周知広報や情報提供 【箕面営業室】			
市ホームページによる周知広報や情報提供 【箕面営業室】			

- ⑤ 市の「総合評価落札方式（※17）」による一般競争入札において、「男女協働参画の実現への取組」にかかる評価項目に「ワーク・ライフ・バランス」推進の取組を採用するなど、女性の活躍に向けた取り組みを進める事業所を支援するようなくみについて検討します。

○総合評価落札方式による一般競争入札での評価項目			
「男女協働参画の実現への取組」にかかる評価項目 【契約検査室】 【人権施策室】	【内 容】 （現在の評価項目） ・育児・介護の休暇休業制度への取組 ・休暇休業等の取得状況 ・女性の採用・職域拡大への取組 ・人権研修の実施状況 ・セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止への取組		【令和7年度(2025年度)目標】 （追加の評価項目） ・ワーク・ライフ・バランス推進の取組

- ⑥ 働く男女が、仕事と介護を両立し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護サービス・福祉サービスについての様々な相談や情報提供を行います。

○仕事と介護の両立			
仕事と介護を両立させるための相談、情報提供等の充実 【地域包括ケア室】	【内 容】 ・地域包括支援センターによる相談対応、情報提供等		【令和7年度(2025年度)目標】 継続実施

用語説明

※1 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

※2 子育て支援センター

地域子育て拠点事業として、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う場所のこと。

※3 エンパワーメント

女性が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自ら意思決定し、行動できる能力を身につけること。

※4 通年の待機児童ゼロ

本市では、年間を通じて待機児童が発生していたため、この解消に向け、「第三次箕面市子どもプラン」を策定し、年度当初だけでなく年度途中の育児休暇明けや転入の方などが、いつでも保育所に入所できる。年間を通じた、“通年の待機児童ゼロ”を方針化している。

※5 認定こども園

保育所と幼稚園の機能を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設。

※6 一時預かり

就労、傷病等一定の理由で家庭での保育が一時的に困難になった就学前の児童を保育施設で、一時的に行う保育のこと。

※7 ちょこっと保育

就学前の児童（1歳6ヶ月～）を1時間から気軽に預けることができる一時保育サービスを、本市では「ちょこっと保育（「あそびー」と「まみーず」）」と名付け、シルバー人材センターが運営する。（平成29年（2017年）1月20日から週3回、定員5名で試行実施。）

※8 みのおファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を希望する者と当該援助を行う事を希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

※9 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育（子育て）を受けることが一時的に困難となった児童について児童福祉施設（箕面市外）に入所させ、必要な保護を行う事業。

※10 病児保育

箕面市在住で、認可保育所（園）等を利用している児童が、病気「病中」であり、入院の必要はないが、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育をおこなうことが困難な場合に、児童を預かる保育。

※11 体調不良児対応型保育

保育中に児童が体調不良となった場合、保護者が迎えに来るまでの間、看護師が対応する保育。

※12 学童保育

保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、小学校の余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業で、対象児童は、小学校6年生まで。

※13 子どもたちの自由な遊び場開放事業

本市の全ての小学校において、全ての児童を対象に異年齢の子どもたちが安心して自由に遊ぶことができる場所として、運動場やプレイルーム等を放課後等に開放する事業。

※14 夏季休業中における子どもの居場所づくり事業

夏休みに小学生が安心して自由に遊べることができ、友達同士や異年齢の子どもたちがいろいろな遊びを通じてふれあいの機会を広げられるよう、プレイルームを開放する事業

用語説明

※15 新放課後モデル事業

児童にとってより充実した放課後、土曜日及び長期休業中の居場所を提供するため、現在、本市の小学校2校において、試行実施している事業。

事業内容として、学習・運動・体験の「活動プログラム」と宿題に取り組む「スタディルーム」を用意している。参加を希望する児童なら誰でも自由に選んで参加できる取組。

※16 ワーク・ライフ・バランス

ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）の調和の意味。性別・年齢を問わず、誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態を指す。

※17 総合評価落札方式

競争入札の一種で、価格だけでなく価格以外の点も合わせて総合的に評価する方式。事前に評価項目、評価基準を公表した上で、価格と品質が総合的に優れた内容の提案をした者を落札者とする。

◇発行元 箕面市 人権文化部 人権施策室

〒562-0015 大阪府箕面市稲 1-14-5

TEL.072-724-6720 FAX.072-725-8360